

平成12年3月31日 金曜日

(教育公務員特例法施行令第二条の二)の規定に基づいて文部省所轄機関等の出等の選考の手続及び仕事等を定める手続に関する省令の一部改正)

6 教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づいて文部省所轄機関等の出等の選考の手続及び仕事等を定める手続に関する省令(昭和五十九年文部省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第一条第一項関係) 学位授与機構の項を次のよう改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成三年文部省令第三号)第五条第一項に規定する評議員会(以下「大学評価・学位授与機構評議員会」という。)	大学評価・学位授与機構組織運営規則第六条第一項に規定する評議員会(以下「大学評価・学位授与機構運営委員会」とい
-------------	--	---

別表第二(第二条第一項関係) 学位授与機構の項を次のよう改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構評議員会
-------------	-----------------

別表第三(第三条関係) 学位授与機構の項を次のよう改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構評議員会
-------------	-----------------

別表第四(第四条関係) 学位授与機構の項を次のよう改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構評議員会
-------------	-----------------

7 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づく学位授与機構において任用される外国人教員の任用等に関する省令(平成12年文部省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

(大教の教員等の任期に関する法律第六条の規定に基づいて大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令の一部改正)

8 大学の教員等の任期に関する法律第六条の規定に基づいて大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令(平成九年文部省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表学位授与機構の項を次のように改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成三年文部省令第三号)第十八条第一項に規定する評議員会
-------------	--

○文部省令第三十六号 不動産登記法(明治三十二年法律第十四号) 第三十五条第三項の規定に基づき、奈良県の区域に所在する史跡その他の遺跡の保存のための不動産の購入に係る文部省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(昭和三十五年文部省令第三十一号)の一部を次のように改める。

省令を次のように改める。

平成十一年三月三十日 文部大臣 中曾根弘文

奈良県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の保存のための不動産の購入に係る文部省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(昭和三十八年文部省令第三十一号)の一部を次のように改める。

奈良県の区域内に所在する文部大臣の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(昭和三十八年文部省令第三十一号)の一部を次のように改める。

平成十一年三月三十日 文部大臣 中曾根弘文

○文部省令第三十七号 義務教育費国庫負担法第一条但書の規定に基づき教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令(昭和二十八年政令第六号)第三条第一項(公立義務学校整備特別措置法施行令(昭和二十一年政令第三回三十八号)第九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第一条但書の規定に基づき教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及び公立義務学校整備特別措置法施行規則の一部を改正する。

平成十一年三月三十日 文部大臣 中曾根弘文

本則中「予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第百六十五号)第十四条第三項の規定により文部大臣によりて指定された支出負担行為に関する事務を取り扱う奈良県の職員が同県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の保存のために当該支出し負担行為に係る委任事務の範囲内において購入した」を「国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九条第三項及び同法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第六条第八項の規定に基づき奈良県が同県の区域内に所在する文部大臣の所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合の文部大臣の所管に属する」に改める。

本則中「予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第百六十五号)第十四条第三項の規定により文部大臣によりて指定された支出負担行為に関する事務を取り扱う奈良県の職員が同県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の保存のために当該支出し負担行為に係る委任事務の範囲内において購入した」を「国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九条第三項及び同法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第六条第八項の規定に基づき奈良県が同県の区域内に所在する文部大臣の所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合の文部大臣の所管に属する」に改める。

第一條 義務教育費国庫負担法第一条但書の規定に基づき教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則(昭和二十九年文部省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第二条関係)

経験年数	号俸
1年未満	5
1年以上	6
2年以上	7
3年以上	8
4年以上	9
5年以上	10
6年以上	12
7年以上	13
8年以上	14
9年以上	15
10年以上	16
11年以上	17
12年以上	18
13年以上	19
14年以上	20
15年以上	21
16年以上	22
17年以上	23
18年以上	24
19年以上	25
20年以上	26
21年以上	27
22年以上	28

○文部省令第三十七号 介護保険法施行令(平成十年政令第四回十一号)第三十七条第一項第三十四回の規定に基づき介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四回に掲げる規定として文部大臣が定めるものを定める省令を、次のように改める。

第一條 介護保険法施行令(平成十年政令第四回十一号)第三十七条第一項第三十四回に掲げる規定として文部大臣が定めるものを定める省令を、次のように改める。

別表第一(第二条関係)

経験年数	号俸
1年未満	5
1年以上	6
2年以上	7
3年以上	8
4年以上	9
5年以上	10
6年以上	12
7年以上	13
8年以上	14
9年以上	15
10年以上	16
11年以上	17
12年以上	18
13年以上	19
14年以上	20
15年以上	21
16年以上	22
17年以上	23
18年以上	24
19年以上	25
20年以上	26
21年以上	27
22年以上	28

1 1)の省令は、平成十一年四月一日から施行す。

2 老人保健法施行令別表第一(第三回十一号に掲げる規定として文部大臣が定めるものを定める省令(昭和六十三年文部省令第三回)が、廃止す。

○文部省令第三十六号 不動産登記法(明治三十二年法律第十四号) 第三十五条第三項の規定に基づき、奈良県の区域に所在する史跡その他の遺跡の保存のための不動産の購入に係る文部省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(昭和三十五年文部省令第三十一号)の一部を次のように改める。

省令を次のように改める。

平成十一年三月三十日 文部大臣 中曾根弘文